

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| I | 日米が二国間貿易協議（TAG）の交渉開始を合意・・・・・・・・・・ | 1 |
| II | 規制改革推進会議が年内に農地関連施策見直し・・・・・・・・・・ | 8 |
| III | 政府が台風21号被害対策を決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |

今月号のあらまし

I 日米が二国間貿易協議（TAG）の交渉開始を合意

9月27日（日本時間）、日米首脳会談がニューヨークで開催され、二国間貿易協議（TAG）の交渉入りが合意された。首脳会談終了後の記者会見で、安倍首相は、農産品については過去の経済連携協定で約束した内容が最大限であるという日本の立場を米国が尊重することをしっかり確認した、と述べた。交渉開始の時期は来年1月中旬以降になる見通しである。

II 規制改革推進会議が年内に農地関連施策見直し

10月12日、規制改革推進会議は、年内に答申をまとめる緊急議題として、年内に農地集積・集約化を加速化するための制度改革を掲げた。また、農協改革については、「単協の信用事業の譲渡、准組合員の事業利用ルールの在り方について、引き続きフォローアップを継続する」としている。

III 政府が台風21号被害対策を決定

政府は、10月15日の臨時閣議で、2018年度第一次補正予算案に9,356億円を計上することを決めた。補正予算は、災害普及対策が柱であり、農林関係では974億円が計上されている。予算案は24日召集の臨時国会に提出される。

I 日米が二国間貿易協議（TAG）の交渉開始を合意

— 来年1月中旬にも交渉入りか —

1. 日米首脳会談の開催と日米共同声明の発出

- 9月27日（日本時間）、日米首脳会談がニューヨークで開催され、二国間貿易協議（TAG）の交渉入りが合意された。（会談終了後の「日米共同声明」は別紙1の通り）。

（補足：TAGとは）

- ・今回合意した二国間貿易協議は日米共同声明に記されている Trade Agreement on goods からTAGという略称が使用されている。
- ・首相訪米前の9月20日に固まるとされ、当初は「New Trade Agreement」（NTA）や「Goods Trade Agreement」（GTA）という案もあったが、自由貿易協定（FTA）と似ているとして消えたとされている。

- 首脳会談終了後、安倍首相は単独の記者会見を行い、日米首脳会談の成果を強調した。

（安倍首相記者会見内容）

- ・（日米間の）関係を一層深化させていくことで互いの貿易・投資をもっと活発にしていくことが必要である。その大きな認識をトランプ大統領と共有し、先ほどの日米首脳会談で日米間の物品貿易を促進するための協定、TAG交渉を開始することで合意した。
- ・その前提として、農産品については過去の経済連携協定で約束した内容が最大限である、この日本の立場を今後の交渉にあたって、米国が尊重することをしっかりと確認した。
- ・米国には米国の立場があり、日本には日本の立場がある。双方の違いはお互いに尊重しながら両国間の貿易を一層促進することによってウインウインの経済関係を作り上げていくことが必要であり、それが本日の合意である。
- ・今回の日米の物品貿易に関するTAG交渉は、これまでの日本が結んできた包括的なFTAとは全く異なり、まさに物品貿易に関する交渉である。いずれにせよ今後しっかりと双方にメリットのある結果が得られるように議論をすすめていく。

- また、茂木経済再生担当相は、共同声明公表後記者会見を行い、9月25日に開催した日米閣僚級貿易協議（FFR）の経過や共同宣言における合意内容等の説明を行った。

（茂木大臣会見内容）

- ・本日の日米首脳会談において、新たに日米物品貿易協定（TAG）の交渉を開始することで合意した。このTAGは、投資・サービス分野を含んで

- おらず、包括的なF T Aとは異なるものである。
- ・ 関税交渉の範囲は、ほとんどすべての分野に及び、農業・工業を含む。ただし、農産品の関税引き下げ水準については、過去の既存協定の水準が最大限だと米側も尊重することで合意している。
 - ・ 交渉中は米政権が検討している自動車などの関税引き上げは課されることはない。このことについては、日米の首脳・閣僚間で確認している。
 - ・ T A Gを開始するにあたって、米国はT P A（貿易促進権限）（※補足参照）に基づく国内手続きが必要となる。このため、実際の交渉開始は、米国におけるT P Aに基づく手続き完了後となる。なお、交渉は7～8年という長期にわたるものと考えていない。
 - ・ 米国のT P P復帰を促すというこれまでの日本の立場は変わっていない。米国との新たな交渉を開始するにあたり、T P P 1 1の早期発効に全力を挙げる。

2. 与党の反応

(1) 自民党

- 10月1日、自民党はT P P・日E U等経済協定対策本部の会合を開き、T A G等について協議した。
- 出席議員からはF T AとT A Gと何が違うのかと説明を求める意見が多数あったが、政府は、T A Gではサービス分野を扱わない点がF T Aと異なるとの説明を繰り返した。
- T P Pとの関係性について、外務省より「T A Gでの農産品の合意内容がT P P 1 1を超えてしまうと米国がT P Pに復帰する可能性がゼロとなる。」と説明があった。
- また、「今回農産品の関税をピン止めしてあり、新しい交渉を米国と行うというよりT P Pと相当近いものを念頭に置いたものを想定している。」と説明があった。

(2) 公明党

- 10月4日、公明党はT P P等総合対策本部の会合を開き、T A G等について協議した。自民党会合と同様に、出席議員からは分かり易い説明や不安解消を求める声が上がった。
- 佐藤農林部会長は、北米自由貿易協定（N A F T A）の再交渉でカナダが米国に譲歩を余儀なくされたことを念頭に「(米国にT A G交渉で)押し切られるのではないかと不安がある」と訴え、交渉方針を明確にするよう求めた。

3. 政府の動き

- 10月14日、茂木経済再生担当相は、テレビ番組でTAG交渉での個別品目について「米国側と議論することは出てくると思う。」と述べ、一部品目はTPP以上の水準になる可能性がある旨発言した。
- 16日、吉川貴盛農相は、同日の記者会見で「農林水産品でTPP以上の譲歩はない」とした上で、茂木氏の発言は「全体としての話をされた」と述べた。
- 同日、野村哲郎農林部会長は「党への説明はなかった。何故こうした発言をするのか」「政府がどう交渉を進めようとしているのか見えない。農家が不安にならないような交渉をすべき」と述べた。

4. 国会の動き

- 臨時国会が10月24日に召集される。会期は12月10日までの48日間とされ、災害対策や補正予算、日EU・EPAの承認等について審議される見通しである。また、TAG交渉についても論点となることが見込まれる。

5. 米国の動き

(1) 議会へTAG交渉開始通知

- 米国通商代表のライトハイザー氏は関税引き下げや貿易障壁の削減など「早期の成果」を得た上で、日本とは完全なFTAを目指すと強調したと報道されている。
- 10月4日、米国のパーデュー農務長官は、日本との農産物を巡る通商交渉で、「日本がEUに与えたものと同等かそれ以上の市場開放を期待する」、「米国の目標は、原則TPPプラスになる」と述べた。
- 16日ライトハイザー米通商代表部（USTR）代表は、米国議会に対して、日本と貿易協定の交渉を開始する意図を通知する文書を発信した。
- 米国のTPA法では、政権が議会に対し貿易交渉開始の意図ならびに交渉目的等を貿易交渉開始90日前に文書で通知することを規定しているため、最短の交渉開始は1月14日となる。
- USTRの議会向け通知文書の主な内容は以下の通り。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・米国と日本は、世界で1番目と3番目に大きい経済で、GDPの30%を占める。・日本は米国の物品輸出者にとって重要であるが、いまだ多くの部分で期待通りとなっていない。 |
|---|

- ・日本は米国の4番目に大きな輸出市場であり、2017年の輸出総額は676億ドルである。同様に、日本は米国農産物にとっても4番目に大きい輸出市場であり、2017年の輸出総額は120億ドルである。
- ・ここまで重要な輸出量であるにも拘わらず、自動車や農業、サービスなどの米国の主要な部門の輸出者たちは、数十年間にわたり、多数の関税と非関税障壁によって困難を強いられている。そして、これは長年にわたり日米間の貿易の不均衡を招いている。実際、日本との物品の貿易における2017年の貿易赤字は689億ドルであり、実質的に昨年度から変化していない。
- ・2018年9月28日のトランプ大統領と安倍首相による共同声明で記載されているように、日米は両国における貿易と投資をさらに拡大することとしており、強力で安定した相互利益的な貿易・経済関係の重要性を認識している。
- ・我々の日本との交渉における目的は、関税と非関税障壁それぞれの対処と、より公平でバランスの取れた貿易を達成することである。これは、議会がTPA法102条で規定した目的に則したものである。
- ・我々は、おそらく日本と段階的に適切な交渉を求めていくこととなるだろうが、我々は議会との協議に基づいてのみ実施するつもりである。

- これを受け、米国議会幹部からは、USTRの通知文書を歓迎する発言が出ている。

- ・「自由貿易と市場開放を優先させる貿易事項は米国の利益と経済強化を守る一番の方法である。」「政権がTPAに基づき、我々の最も重要な貿易相手国の国々と新たな貿易協定を追求することをうれしく思う。」
(ハッチ上院財政委員長)
- ・「政権が、米国製の製品や農産物、サービスの輸出において障壁が存在する新たな市場に焦点を移したことを歓迎する。」
(ワイデン上院財政委員会筆頭理事)

(2) NAFTA再交渉で合意

- 9月30日、米国は北米自由貿易協定(NAFTA)について再交渉することをカナダと合意した。なお、新たな協定の名称はUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)と変更されている。
- 米報道によると、カナダは乳製品市場の約3.59%を米国に開放することを容認し、TPPで合意した水準(約3.25%)を上回る自由化を受け入れた。これにより、カナダ国内の酪農業界からは批判が持ち上がっている。

USMCAでのカナダの乳製品の合意内容

○無税輸入枠の設定 (単位:t、最終年)

	USMCA (米国向け)	TPP(全参 加国向け)
生乳 	56,905	56,905
クリーム 	11,950	734
脱脂粉乳 	8,536	11,014
チーズ 	14,226	16,502

○乳価設定の見直し

脱脂粉乳、乳たんぱく濃縮物など低価格な原料乳製品について、国による乳価設定を発効後6カ月で廃止

(平成30年10月11日日本農業新聞記事より引用)

- カナダのトルドー首相は、交渉が妥結したことで先行き不透明感が払拭されたとした上で、乳製品の市場開放を念頭に「われわれは妥協の必要があった。他よりも難しい妥協もあった」と述べた。
- トランプ大統領は「最も近代的で、時代に合い、かつバランスの取れた貿易協定」と評価し、11月末までに署名する考えを表明した。NAFTAが決着となり、今後、トランプ政権における日本との交渉の優先度が増し、対日圧力が高まることが懸念される。
- 米国政府内からは、(TAGでは) TPP以上を求める声も早くも出ている。USMCAでカナダから乳製品でTPP以上の開放を獲得した米国は、日本に対して同様の戦略に出てくる恐れがある。

6. JAグループの対応

- 9月27日、日米首脳会談でTAGの交渉入りに合意したことを受け、JA全中の中家会長は談話(別紙2)を発表した。
- 談話の中で、TPPなど過去のEPAで約束した水準以上の譲歩がないことについて「明確に確認された」とした上で、共同声明に盛り込まれた個別の内容については具体的に明らかになっていないとして、政府に詳細な考え方の説明を求めた。

日米共同声明（2018年9月26日）

1 2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。

2 この背景のもと、我々は、更なる具体的手段をとることも含め、日米間の貿易・投資を互恵的な形で更に拡大すること、また、世界経済の自由で公正かつ開かれた発展を実現することへの決意を再確認した。

3 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定（TAG）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。

4 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。

5 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。

- 日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
- 米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。

6 日米両国は、第三国の非市場志向型の政策や慣行から日米両国の企業と労働者をより良く守るための協力を強化する。したがって我々は、WTO改革、電子商取引の議論を促進するとともに、知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処するため、日米、また日米欧三極の協力を通じて、緊密に作業していく。

7 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

日米共同声明にかかる中家徹 J A 全中会長談話

本日、ニューヨークで行われた日米首脳会談の後、日米共同声明が発出され、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性が確認された。

わが国農業分野に関しては、安倍総理の発言の通り、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容以上の譲歩がないことについて明確に確認された。引き続き、政府はこれを踏まえた結論を得るため断固たる姿勢で交渉に臨んでいただきたい。

一方で、共同声明に示された個々の内容については具体的に明らかにされておらず、それらの詳細な考え方については、政府から改めて説明をお聞きしたい。また、現場の不安を助長しないよう、交渉にあたる政府におかれては、交渉過程について可能な限りの透明性確保を徹底いただきたい。

平成 30 年 9 月 27 日
全国農業協同組合中央会
会 長 中 家 徹

Ⅱ 規制改革推進会議が年内に農地関連施策見直し

— 引き続き、農協改革の監視を継続 —

1. 規制改革推進会議の動向

- 10月12日、規制改革推進会議は、年内に答申をまとめる緊急議題に、農地中間管理機構（農地集積バンク）関連施策の見直しなどを掲げた。（別紙1 規制改革推進会議 第3期 重点事項）

（1）農地中間管理機構関連法（以下「機構関連法」）の見直し

- 農水省は、機構関連法の施行後の5年後見直しについて、来年の通常国会に改正法案の提出を視野に入れている。議論が本格化することに合わせ、同会議も年内に答申をまとめる緊急課題として「農地集積・集約化を加速化するための制度改革」を掲げた。
- 一方、政府の規制改革実施計画（平成30年6月15日）では、「農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直し」も検討課題としており、これについても検討が行われる。
- 12日、同会議終了後、農林WGの会合も開催され、今期の主な審議事項を決定した。農地の修正・集約化の更なる推進、転用期待の抑制に関する取組の推進を掲げている（別紙2）。
- 同会議終了後の記者会見で金丸恭文議長代理は、同機構の議論を優先する考えを継続しつつ、企業の農地所有は「関連データ、エビデンス（証拠）に基づく現状把握を関係者と共有したい。」と述べた。

（2）農協改革の監視の継続

- 規制改革推進会議は農協改革集中期間の期限を来年5月末に迎えることを見据え、「単協の信用事業の譲渡、准組合員の事業利用ルールの在り方を含め、引き続きフォローアップを実施する。」ことを重点課題とした（前掲別紙1）。
- 金丸議長代理は会見で、准組合員の事業利用規制について、農水省による正・准組合員の事業利用の実態調査を把握したうえで議論を進めるとした。なお、農水省調査の調査結果は来年5月頃まとまる見通しである。

（3）規制改革推進会議によるレビュー

- 今後、規制改革実施計画（30年6月）に基づく決定事項の実行方針については、関係省庁への事前レビューが行われることとなっている。（別紙3）農林分野に関する主なレビュー実施項目は以下の通り。

- ・農協改革の着実な実践
- ・農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革
- ・底地を全面コンクリート張りした農業用ハウスの農地法上の取扱い
- ・相続未登記農地の農業上の利用の促進

2. JA全中が農地関連制度見直しに係る政策提案を決定

- 10月11日、JA全中は、農地関連制度見直しに係る政策提案を決定した。
- 政策提案では、農地利用集積円滑化団体の機能と事業の継続、農地中間管理事業の事務手続きの簡素化を求めている。(別紙4)
- しかし、22日、「政府は農地利用集積円滑化事業を廃止し、農地中間管理事業に一元化する検討に入った」と共同通信社が報じた。今後の動向を注意する必要がある。

規制改革推進会議 第 3 期 重点事項

- 来るべき新時代へ -

(★) は緊急に取り組むべき事項

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

- (1) オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用
- ・プログラミング、英会話など広く様々な分野において質の高い教育が提供されるよう、オンラインによる遠隔教育について大胆な目標を設定し、遠隔地に限らず広く小中学校で導入が進むよう、制度改革に緊急に取り組む。(★)
 - ・日本中の子どもたちに世界最先端の質の高い教育を提供するため、オンライン教育に加えて、AI、ビッグデータなどの最新技術を本格的に活用すべく制度改革を行う。
- (2) フィンテック等による多様な金融サービスの提供
- ・利用者の多様なニーズに応じた金融サービスが提供されるようフィンテック関連の規制改革に取り組む。
 - ・金融分野の技術革新やニーズの多様化に対応できるよう、縦割りの金融行政のあり方や規制構造を見直す。
- (3) 総合取引所の実現
- ・証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所の実現に向け緊急に取り組む。(★)
- (4) 電波制度改革
- ・2020年からの5G本格普及に向け、携帯電話事業者の競争促進を通じた成長の果実の国民への還元の仕組みについて緊急に検討する。(★)
 - ・Society 5.0の実現に向け、国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割当の仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む。
 - ・新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築など、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルが実現するよう規制・制度の改革を行う。
- (5) 医療分野におけるデータ・ポータビリティの実現
- ・健康・医療・介護における個人情報利活用の動きが進んでいる。これが患者・国民のために役立つものとなるよう、データの標準化による医療機関等の情報連携強化、健診に関するデータの国民への提供促進に取り組む。また、次世代医療基盤法に基づく患者同意の合理化によって、民間ビジネスにおいても医療データが活用され、患者・国民に資するよう制度改革に取り組む。
- (6) 電子政府の推進による事業者負担の軽減
- ・中小企業向け補助金や社会保険の手続等に関し、ID・パスワード方式による

オンライン申請を実現し、事業者負担を軽減する。また、民泊事業届出、企業の就労証明の発行、軽自動車保有関係手続といった要望の強い手続について利便性の高いオンライン化を緊急に進める。(★)

- ・2020年までの行政手続コスト20パーセント削減に向け、各省庁の取組の進捗状況について定量的に評価し、不十分な取組に対して対策の積み増しを要請する。

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

- ・放課後に子どもを預けられない家庭の問題解決のため、放課後児童クラブの学校内設置促進に向けた利用時責任の明確化と、運営評価時に自治体の参考となる評価項目の提示によって、質を担保しつつ待機児童解消を図る。(★)

(2) 介護離職ゼロに向けた対策の強化

- ・介護と仕事の両立に向け、介護休業の取得を促すべく、育児・介護休業法に基づく「介護休暇（5日間）」・「介護休業（93日間）」の期間延長等について検討を行う。

(3) 多様な働き方の実現

- ・ジョブ型正社員の雇用ルールの確立を進める。また、働く者の立場に立って日雇い派遣に係る労働者派遣法のあり方を検討する。

3. 地方創生の強化のための規制・制度改革

(1) 農業の成長産業化に向けた規制の再点検

- ・農業の生産性向上のために、農地中間管理機構法の見直しに合わせて、農地集積・集約化を加速するための制度改革に緊急に取り組む。(★)
- ・農村の人手不足の緩和と農業の生産性向上を図るべく、ドローン、高機能農機の活用を阻む規制の見直しに緊急に取り組む。(★)

(2) 農協改革と林業・漁業の成長産業化

- ・農協改革集中推進期間の最終年を見すえ、単協の信用事業の譲渡、准組合員の事業利用ルールの在り方を含め、引き続きフォローアップを実施する。
- ・林業の成長産業化のために、国産材の生産流通構造改革を進めるとともに、木材需要を拡大させるための建築規制の見直しを行う。また、漁業の成長産業化のために、漁業許可制度改革、漁業権法定優先順位の撤廃、漁協ガバナンス改革などを実現する。

(3) 地方における規制改革

- ・行政手続の簡素化、オンライン化における自治体の先進的取組の横展開を図る。書式の統一を進めるとともに、事業者の負担を軽減させる観点から地方における規制改革に取り組む。

農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 30 年 10 月 12 日
農林ワーキング・グループ
座長 飯田 泰之

1. 農業生産性向上のための先進技術の導入等に向けた規制の総点検

農業分野における小型無人航空機（ドローン）に関する安全規制、新しい農業生産拠点に関する建築規制、最先端農機に関する交通規制をはじめとした、先進技術の導入やデータ活用を通じた生産性向上を阻む規制について総点検し、農業の成長産業化を図る。

2. 農業生産性向上のための農地有効利用の推進

農地中間管理事業の推進に関する法律附則に基づく施行後 5 年を目途に実施される見直しに向け、農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化の観点から転用期待の抑制に関する取組を推進し、農業の生産性向上を図る。

過去に農地を転用し底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等農作物の栽培に必要な施設を設置した者について、実態やニーズに係る調査結果を踏まえ取扱いについて検討し、生産性の高い新たな営農形態の導入を促進する。

3. 農協改革の着実な推進

農協改革集中推進期間最終年を迎えることを踏まえ、JA グループの自己改革の進捗状況についてヒアリングを行い、真に農業者のための改革が実現するように促す。

4. 林業の成長産業化・木材の利活用促進のための改革

林業の成長産業化に向け、木材の生産流通構造改革によるサプライチェーンの再構築、民間事業者による国有林野の長期・大ロットの立木の伐採・販売を可能とする法改正に向けた検討を行う。

防火規制、内装制限等の木材の利活用に関する建築規制について海外の事例、伝統構法の可能性等を踏まえながら見直し、国産材需要の拡大による林業経営の基盤の強化を目指す。

規制改革実施計画(30年6月)の事項のうち事前レビューを行う事項

別紙

	カテゴリー	No	事項名	
行政手続	行政手続コストの削減	1	規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進(事業者の行政手続コストを2020年までに20%以上削減)	
農林	卸売市場を含めた流通構造改革	1	卸売市場を含めた流通構造改革 ^b	
		2	底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて ^b	
	新たなニーズに対応した農地制度の見直し	3	相続未登記農地等の農業上の利用の促進について ^b	
		4	農協改革の着実な推進	
	農協改革の着実な推進	5	農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	
		6	新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について	
		7	小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について	
		農業の発展に資するその他の改革	8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成 ^b
			9	木材の生産流通構造改革
		林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革	10	林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革
			11	木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し
			12	都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進
			13	強度の高いCLT利活用の促進
			14	伝統構法木造建築物に関する規制の見直し
水産	漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現	1	新たな資源管理システムの構築	
		2	栽培漁業の在り方を見直し	
	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	3	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	
		4	生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し	
	漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備	5	養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し	
		6	魚類の防疫に関する事項	
		7	水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し	
医療・介護	オンライン医療の普及促進	6	オンライン診療のルール of 適宜更新	
		8	患者が服薬指導を受ける場所の見直し	
		9	オンライン診療に係るデータ収集の推進	
		10	次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	
		11	オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	
		12	電子処方箋実務の完全電子化	
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化	16	電子化の推進	
		17	審査過程の透明化	
		18	再審査申請資料の効率化	
		19	海外の規制との整合性確保	
		20	英文資料の受入れ	
		21	医薬品添付文書の電子化	
		22	GMP査察結果の相互受入れ	
		23	海外機関のGCP査察結果の活用	
	食薬区分(昭和46年通知)の運用改善	24	カルタヘナ法の運用改善	
		25	食薬区分に係る考え方の明確化	
	機能性表示食品制度の運用改善	26	食薬区分に関する相談・申請についての体制整備	
		28	機能性表示食品制度: 研究レビューの活用推進	
社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	29	新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携		
	30	新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示		
	31	支部の最大限の集約化・統合化の実現		
	32	審査の一元化に向けた体制の整備		
	33	手数料体系の見直し		
患者申出療養制度の普及に向けた対応	34	制度の趣旨に沿った運用改善策の検討		
	35	制度の周知及び医療機関に向けた支援		

農地関連制度の見直しにかかる政策提案

平成 30 年 10 月
全国農業協同組合中央会

J Aグループは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、これまで、行政・農業委員会等の関係機関と連携し、平成元年からの農地保有合理化促進事業や平成 21 年からの農地利用集積円滑化事業を主体的に取り組んできた。そしてこれらを通じ、集落・地域を基本に J Aの支店・支所単位等による農業者の徹底した話し合いに基づき策定した「地域営農ビジョン」を実践するなど、組合員の要望と信頼の下、農地の出し手・受け手の調整や、面的集積等の農地の利用調整による地域農業の振興、担い手育成・支援対策において重要な役割を果たしてきた。

また、平成 26 年から始まった農地中間管理事業に対しては、地域からの「相談窓口対応」や出し手のとりまとめ等を業務受託するなど農地中間管理機構と連携した取り組みを展開している。

今般の「農地中間管理事業の 5 年後見直し」にあたり、地域の実態をふまえた多様な取り組みが展開できるよう、下記のとおり政策提案を行う。

記

I. 農地制度関連施策の見直し

1. 地域農業の将来像・徹底した話し合いを基本とした施策の拡充

(1) 地域農業の将来像・徹底した話し合いの促進支援

地域農業の多様な実態をふまえた農地の利用集積・集約化をはかるため、地域農業の将来像（「人・農地プラン」「地域営農ビジョン」）について、市町村・農業委員会・J A等連携の下での地域農業者の徹底した話し合いの促進や集落営農等地域ぐるみで担い手を確保・育成しようとする地域への支援を充実すること。

農業再生協議会等での「水田フル活用ビジョン」や農地計画、多面的機能支払・中山間地域等直接支払制度などと連動した取り組みを推進する措置を講ずること。

(2) 支援体制等の強化

農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」と「人・農地プラン」の連携をはかるとともに、「人・農地プラン」の作成と農地の面的集積・集約化を連動させるため、農地の出し手と受け手双方へのインセンティブを拡充すること。

(3) 担い手不在地域の農地管理・耕作放棄地予防を目的とした農地の一時的な管理耕作

中山間地域等で担い手不在地域の「人・農地プラン」において、農地の出し手が明確にされている等の場合、農地中間管理機構による農地の借入・管理の促進をはかること。その際、耕作放棄防止対策を行う者に対する支援措置を講ずること。

2. 地域の実態をふまえた多様な農地集積手法の確保

(1) 農地利用集積円滑化団体としての機能と事業の継続

農地中間管理事業の開始にともない、農地利用集積円滑化団体（JA・市町村・市町村農業公社等）の事業実績は農地中間管理事業へ移行傾向にあるものの、地域の多様な実態をふまえつつ、平成29年度の貸借面積においても約18千ha（借受面積のストックは約87千ha）の実績となっていること、円滑化団体が地域農業の実態と「地域営農ビジョン」に基づき、農地の利用調整をはかり、また、担い手の経営安定・新規就農者育成等の役割を果たしていること等から、農地利用集積円滑化団体としての機能と事業は継続すること。

(2) 農地中間管理事業の見直し等

- ① 地域の徹底した話し合いにより策定した「人・農地プラン」に基づく取り組みをすすめ、その現場の手續にかかる事務を簡素化する観点等から、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「法」）に定める「市町村利用集積計画公告と機構利用配分計画公告の時期の違い」「縦覧期間の設定」「利用状況報告」「事業実施地域」などを抜本的に見直すこと。
- ② 法に定める借受希望者にかかる情報の整理・公表にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分配慮すること。
- ③ 柔軟な貸借期間の設定など、法に特段の定めがなく農地中間管理機構が独自に設定できる規定について、十分周知し、地域実態に即した運営を徹底すること。

3. 関連予算の十分な確保等

- ① 将来の地域農業をデザインする「人・農地プラン」ならびに、「地域営農ビジョン」の策定・実践および見直しの活動にかかる支援を講じること。
- ② 「人・農地プラン」をふまえた農地中間管理機構による農地利用集積・配分が促進されるよう、機構からの業務受託等を含め、十分な運営費と関連予算を確保すること。
- ③ 意欲ある担い手の農業経営管理の向上や農業経営の法人化、集落営農

の組織化・法人化および経営改善にかかる支援を講じること。あわせて、集落営農の再編・機能強化に資する取り組みを強化すること。

- ④ 農地集積にかかる各種補助事業のポイント加算等について、農地利用集積円滑化事業の実績や現時点ですでに集積・集約化が進展している地域も対象とすること。
- ⑤ 農地中間管理事業による荒廃農地の再生・整備の拡大や、再生利用を行う農業者への支援拡充を検討すること。

II. 農地所有適格法人の要件見直し等

農地所有適格法人の要件緩和や国家戦略特区制度による対応が開始されて間もないことから、それらの十分な検証をしていく必要があり、農業者の求めない要件緩和や国家戦略特区の全国展開は行わないこと。

以 上

Ⅲ 政府が台風21号被害対策を決定

— 2018年度第1次補正予算案に974億円を計上 —

1. 台風21号による農林水産関係被害への支援対策

○ 政府は、10月15日の臨時閣議で、災害復旧対策を柱とする2018年度第1次補正予算案9,356億円を計上することを決めた。予算案は24日召集の臨時国会に提出される。

○ このうち農林水産関係予算は974億円である。主なものは次の通り。

災害復旧事業（公共事業）	870億円
被災農業者向け経営体育成支援事業（別紙1） ※農業用ハウス、畜舎等の再建、修繕、撤去等に要する経費を助成	27億円
産地活性化総合対策事業 ※被災に伴い必要となる追加防除・堆肥、追加的な趣旨・種苗確保等に要する経費を助成	13億円
果樹農業循環形成総合対策事業 ※被害果樹の改植や、これにより生じる未収益期間に要する経費を助成	2億円

○ 農林水産省は、「台風21号による農林水産関係被害への支援対策」を各地（10日大阪府、10日和歌山県、12日愛知県）で開催した。

受益農家が3戸以上ある共同利用施設は「産地緊急支援事業」及び「強い農業づくり交付金」、個人施設は「被災農業者向け経営体育成支援事業」で対応することとし、県・市町村を通じて事業希望をとりまとめる、という内容であった。（詳細は平成30年10月17日付本会事務連絡を参照）

○ なお、要望のとりまとめ期間は、「産地緊急支援事業」「強い農業づくり交付金」10/11～11/1、「被災農業者向け経営体育成支援事業」10/11～10/30である。

○ 当該支援対策は台風21号に限定されおり、本県で被害の大きかった12号及び24号は含まれていない。

- 台風12号、24号の被災産地の早期再建を図るため、「被災農業者向け経営体育成支援事業」の実施などの支援要請を政府や与党に行っていく必要がある。

- なお、台風被害に対し、政府は2段階で補正予算を編成し、年末に第2次補正予算案を編成する予定と報道されている。

被災農業者向け経営体育成支援事業

平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号
被害対策の実施について

平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号（9月3日以降）により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
- 3 農産物の生産に必要な施設の撤去費用についても助成します。
- 4 被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

お問い合わせ先

本事業による支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や地方公共団体の追加支援などは、被災した施設の所在する市町村・県の農政担当部局や以下の東海農政局等へお問い合わせ下さい。

[東海農政局]

経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271（内線2356）

[農林水産本省]

経営局経営政策課担い手総合対策室 03-6744-2148（直通）

農林水産省

施設の再建・修繕等について

1 助成の対象となる事業内容

- (1) **農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）**

(例)：農業用ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥製造施設、農業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、加工施設、加温用ボイラー、搾乳機、水耕栽培用ベンチなど

- (2) **農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕**

(例)：トラクター、田植機、コンバインなど

※1 以下のものは対象となりません。

- ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

※2 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

※3 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象になります。

2 助成を受けるための主な要件

地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）又は金融機関からの融資を受けていることが必要です。

3 助成率

事業費 × 1/2 以内（国による支援分）

※ 残りの部分については、地方公共団体が一部負担します。

園芸施設共済の対象となる施設については、

- ① 共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、
- ② 共済未加入の場合は4/10 となります。

施設等の撤去について

1 助成の対象となる事業内容

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材、処理等

2 助成を受けるための主な要件

国の助成金の額以上を地方公共団体が助成していることが必要です。

3 助成率

助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用のうちいずれか低い額 × 1/2（国による支援分）

※ 残りの部分については、地方公共団体が一部負担します。

○ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害等廃棄物処理事業でも対応します。まずは市町村にご相談ください。

注 実際に支払われる補助金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状況等により異なります。

農業用ハウスなど園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となります。

農政をめぐる情勢

編集・発行
・印刷

平成30年10月26日

240部

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉